

丸忠物産有限会社 人材事業部（HR）

【2026年度版】キャリアアップ助成金：短時間労働者労働時間延長支援コース
外国人雇用企業向け 社内確認チェックリスト

更新日：2026-07-08

対象：受入企業の人事・総務／店舗・現場責任者／外国人雇用管理担当

目的：短時間労働者を社会保険に適用させる際の計画提出・収入増加措置・証跡管理の抜け漏れを防ぐ

※本資料は、厚生労働省の一次情報をもとにした一般的な整理です。

※対象労働者、実施日、助成額、計画提出期限、併給・切替可否は会社ごとに異なります。最終判断は個別確認。

0. まず結論

- ☐ 令和8年度版パンフレット・リーフレット・Q&Aを確認した
- ☐ 旧「社会保険適用時処遇改善コース」との違いを確認した
- ☐ 対象労働者が、社会保険加入日の6か月前の日以前から継続雇用されているか確認した
- ☐ 社会保険加入日の前日までにキャリアアップ計画書を提出できる日程か確認した
- ☐ 労働時間延長・賃上げ等の収入増加措置を、雇用契約書・賃金台帳・シフトで説明できる

1. 対象者・対象企業の確認

- ☐ 有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者等の非正規雇用労働者に該当するか確認した
- ☐ 社会保険の加入要件を満たさない条件で就業していた期間を確認した
- ☐ 外国籍労働者の場合、在留資格・在留期限・資格外活動の有無を確認した
- ☐ 助成対象とする労働者の勤務実態を、出勤簿・シフト表・賃金台帳で説明できる
- ☐ 雇用保険適用事業所であること、申請時点の雇用保険被保険者の有無を確認した

注意：

特定技能1号は原則フルタイム雇用が前提です。本コースを特定技能人材へ機械的に当てはめるのではなく、短時間雇用区分ごとに個別確認してください。

2. 実施前に決めること

- ☐ 何月何日に社会保険へ加入させるか決めた
- ☐ 労働時間をどの程度延長するか、または賃上げを組み合わせるか決めた
- ☐ 労働条件通知書・雇用契約書の変更日と社会保険加入日を整合させた
- ☐ 労働者本人へ、手取り・社会保険料・将来給付の説明を行う資料を用意した
- ☐ 多言語またはやさしい日本語で説明する必要がある労働者を把握した

証跡：

- ☐ 説明資料
- ☐ 本人同意・説明記録
- ☐ 変更後の雇用契約書
- ☐ シフト表
- ☐ 賃金台帳
- ☐ 社会保険加入書類

3. キャリアアップ計画書

- ☐ 各コース実施日の前日までにキャリアアップ計画書を提出する必要があることを確認した
- ☐ 労働組合等の意見聴取を行った
- ☐ 計画期間、対象労働者、実施する取組内容に矛盾がない
- ☐ 旧コースからの切替を検討する場合、切替可否を一次情報と管轄労働局で確認した
- ☐ 電子申請または紙提出の提出先・受付日を確認した

よくある落とし穴：

- ・ 社会保険加入後に計画書を出そうとしてしまう
- ・ 勤務時間は増やしたが、賃金台帳・シフト表で収入増加を説明できない
- ・ 外国籍労働者への説明記録が日本語だけで、本人理解の証跡が弱い

4. 外国人雇用企業で追加確認すべき点

- ☐ 在留資格で認められる活動範囲と勤務先・職務内容が一致している
- ☐ 資格外活動許可の時間上限に抵触しない
- ☐ 労働条件変更により在留手続・届出が必要になるか確認した
- ☐ 雇用保険、社会保険、所得税、住民税の説明をやさしい日本語等で行った
- ☐ 社内相談窓口を案内し、説明後の質問・不安を記録できる

丸忠物産への相談導線：

外国人雇用では、助成金だけでなく、在留資格、労働条件、支援体制、定着施策を一体で見る必要があります。てください。

5. 支給申請前チェック

- ☐ 実施日・社会保険加入日・賃金改定日・勤務時間変更日を一覧化した
- ☐ 支給申請様式が、取組を行った日・年度に合っている
- ☐ 出勤簿、賃金台帳、雇用契約書、社会保険加入書類をそろえた
- ☐ 本人説明記録、就業規則・賃金規程の変更記録がある
- ☐ 不支給要件、併給調整、過去の助成金受給状況を確認した
- ☐ 申請期限をカレンダー化し、郵送到達または電子申請完了まで管理する

6. 公式一次情報

- ・キャリアアップ助成金 | 厚生労働省
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/part_haken/jigyo_unushi/career.html
- ・キャリアアップ助成金（社会保険適用時処遇改善コース） | 厚生労働省
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/syakaihoken_tekiyou.html
- ・年収の壁対策として、労働者1人につき最大75万円を助成します！ | 厚生労働省
https://www.mhlw.go.jp/stf/web_magazine/closeup/03.html
- ・雇用関係助成金支給要領 | 厚生労働省
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/youryou_37798.html